

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
ふじみ野市	駒林東部	平成26年1月	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.80ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.46ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.79ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.58ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.58ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.97ha
(備考)	

- 注1: ③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積は、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも2.38ha上回り、担い手へ多くの農地が集積できるが面的集約にならないところもあるので、引き続き受け入れの調整や話し合いが必要。あわせて新たな農地の受け手の確保も必要。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

駒林東部農家組合及び駒林西部農家組合における農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向
貸付け等の意向が確認(予定含む)された農地は、43筆、29,798㎡となっている。

農地中間管理事業を活用し将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、積極的に農地を機構に貸し付け、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

市と連携して話し合いを進め、市の農業施策の活用や人・農地プランの取組により認定農業者、新規就農者の育成・確保に努める。